

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、  
休みの日  
がとる日  
の翌日  
を当てる)

## 目 次

### ◇選管告示

不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定  
公職選挙法を準用して行なう選挙及び投票並びに最高裁判  
所裁判官国民審査について不在者投票管理者を置くこと  
のできる病院等の指定

衆議院議員の総選挙における選挙長等の選任

衆議院議員の総選挙における選挙長が事務を行なう場所

衆議院議員の総選挙における立会演説会の開催計画

衆議院議員の総選挙における立会演説会の班及び演説の  
順序を決定するくじを行なう日時等

衆議院議員の総選挙に用いる投票用紙の様式

衆議院議員の総選挙における仮投票用封筒等に押すべき  
印

衆議院議員の総選挙における各候補者の政見放送の日時  
を定めるくじを行なう日時等

衆議院議員の総選挙における選挙公報の掲載文の掲載順  
序のくじを行なう日時等

衆議院議員の総選挙における選挙会の場所等

最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長等の選任

最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙の様式

### ◇選挙長告示

最高裁判所裁判官国民審査において点字による審査の投  
票を行なう場合における投票用紙の様式  
最高裁判所裁判官国民審査における仮投票用封筒及び不  
在者投票用封筒に押すべき印  
最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所等  
昭和三十三年五月鳥取県選挙管理委員会告示第二十号等  
の廃止  
公職選挙法による市の区域を分けた開票区の設置  
衆議院議員の総選挙において候補者から届出のあつた  
選挙立会人となるべき者が十人をこえるとき等のくじ  
を行なう場所等

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項第  
二号の規定に基づき、不在者投票管理者を置くことのできる病院等を次の  
ように指定し、昭和二十五年五月鳥取県選挙管理委員会告示第九号、昭和  
三十五年十月鳥取県選挙管理委員会告示第三十二号、昭和三十七年四月鳥  
取県選挙管理委員会告示第十号、昭和三十八年十一月鳥取県選挙管理委員  
会告示第四十五号、昭和四十年五月鳥取県選挙管理委員会告示第十号、昭  
和四十一年十月鳥取県選挙管理委員会告示第十七号及び昭和四十三年六月  
鳥取県選挙管理委員会告示第十四号は、廃止する。

昭和四十四年十二月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

病 院 名	所 在 地
鳥取赤十字病院	鳥取市尚徳町一一七
鳥取県立中央病院	鳥取市吉方温泉三丁目七〇一
鳥取市立病院	鳥取市古市一
国立鳥取療養所	鳥取市三津八七六
鳥取生協病院	鳥取市末広温泉町二五二
北垣胃腸科病院	鳥取市大塚町一七
鳥取大学医学部附属病院	米子市西町三六の一
国立米子病院	米子市皆生一八〇六の二
医療法人同愛会 博愛病院	米子市加茂町一丁目一
米子鉄道病院	米子市末広町
医療法人厚生会 森脇病院	米子市加茂町一丁目一六
医療法人育成会 高島病院	米子市西町六
山陰労災病院	米子市皆生一四八〇
鳥取県立厚生病院	倉吉市下田中三四三
医療法人里仁会 北岡病院	倉吉市明治町一〇三一の五
医療法人共済会 清水整形外科病院	倉吉市宮川町一二九
医療法人十字会 野島病院	倉吉市瀬崎町二七一四の一
鳥取県済生会 境港病院	境港市米川町四七
国立療養所 鳥取病院	岩美郡国府町大字奥谷四七七の一
岩美町国民健康保険 浦富病院	岩美郡岩美町大字浦富六四五
国民健康保険 智頭病院	八頭郡智頭町大字智頭一八七五
鳥取医療生協 鹿野温泉病院	気高郡鹿野町今市二四二
岡山大学医学部附属病院 三朝分院	東伯郡三朝町大字山田八二七

国立三朝温泉病院 東伯郡三朝町大字山田六九〇

西伯町国民健康保険 西伯病院 西伯郡西伯町大字倭三九七の一

日野郡厚生農業協同組合連合会 日野郡日野町大字根雨七三〇

老人ホーム名 所 在 地

鳥取市立 敬 生 寮 鳥取市湖山町二八四〇の四

米子市 白 寿 荘 米子市皆生一八〇六の四

倉吉市立 八 幡 寮 倉吉市余戸谷町三二九〇

鳥取県立 母 来 寮 東伯郡羽合町大字上浅津字餅ヶ坪 四〇七の一

尚 風 園 日野郡日南町矢戸一二〇二の一

保護施設名 所 在 地

社会福祉法人 敬仁会館 倉吉市余戸谷町三五六五

**鳥取県選挙管理委員会告示第二十八号**

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)を準用して行なう選挙及び投票並びに最高裁判所裁判官国民審査について不在者投票管理者を置くことのできる病院等を次のように指定し、昭和二十五年七月鳥取県選挙管理委員会告示第四十四号は、廃止する。

昭和四十四年十二月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

昭和四十四年十二月鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号により指定した病院等は、公職選挙法を準用して行なう選挙及び投票並びに最高裁判所



十五日	月	一 時三十分	氣高町	浜村小学校	西伯町中央集会所
十六日	火	一 時三十分	三朝町	三朝温泉会館	名和中学校
十七日	水	六 時三十分	倉吉市	成徳小学校	東伯町中央公民館
十八日	木	一 時三十分 七 時	東伯町 名和町	東伯町中央公民館 名和中学校	三朝温泉会館 成徳小学校
十九日	金	六 時三十分 一 時三十分	西伯町 米子市	西伯町中央集会所 明道小学校	三朝温泉会館 成徳小学校
二十日	土	七 時三十分	日南町	日南町中央公民館 根雨公会堂	東伯町中央公民館 名和中学校
二十一日	日	一 時三十分 六 時三十分	境港市 米子市	境小 米子市公会堂	東伯町中央公民館 名和中学校

三 一回の立合演説会において演説することのできる公職の候補者の数及び演説の時間

候補者の数 五人以内  
演説の時間 三十分以内

鳥取県選挙管理委員会告示第三十二号

昭和四十四年十二月二十七日執行の衆議院議員の総選挙における立合演説会において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百五十六条の第二項に規定する各候補者の所属の班及び最初に行なわれる立合演説会における演説の順序を決定するくじを行なう日時及び場所を次のとおり定めたので、鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第二十二条の規定により告示する。

昭和四十四年十二月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一日時 昭和四十四年十二月八日 午後五時十分  
二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地  
鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号

昭和四十四年十二月二十七日執行の衆議院議員の総選挙に用いる投票用紙の様式は、次のとおりとする。

昭和四十四年十二月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

折目

折目

折目

衆議院議員選挙投票  <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">委員 会 印</td> <td style="text-align: center;">選挙 管 理</td> <td style="text-align: center;">鳥 取 県</td> </tr> </table>	委員 会 印	選挙 管 理	鳥 取 県		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">           こうほしやしめい 候補者氏名         </td> </tr> <tr> <td style="height: 100px;"></td> </tr> </table>	こうほしやしめい 候補者氏名		<p style="text-align: center;">○ ちゅう 注 意</p> <p>一 こうほしやしめい、らんないひとりか 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 こうほしやものしめい、か 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>
委員 会 印	選挙 管 理	鳥 取 県						
こうほしやしめい 候補者氏名								

裏

表

衆議院議員選挙投票  <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">委員 会 印</td> <td style="text-align: center;">選挙 管 理</td> <td style="text-align: center;">鳥 取 県</td> </tr> </table>	委員 会 印	選挙 管 理	鳥 取 県
委員 会 印	選挙 管 理	鳥 取 県	

備考

1 用紙は白色とし、文字は黒色のインクで印刷する。

2 鳥取県選挙管理委員会の印は刷込式とする。

## 鳥取県選挙管理委員会告示第三十四号

昭和四十四年十二月二十七日執行の衆議院議員の総選挙における仮投票用封筒及び不在者投票用封筒に押すべき印は、当該仮投票用封筒を使用し、又は不在者投票用封筒を交付する市町村の選挙管理委員会の印と定める。

昭和四十四年十二月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

## 鳥取県選挙管理委員会告示第三十五号

昭和四十四年十二月二十七日執行の衆議院議員の総選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行なう日時及び場所を、次のとおり定める。

昭和四十四年十二月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 日時 昭和四十四年十二月九日 午後五時二十分

二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員長

## 鳥取県選挙管理委員会告示第三十六号

昭和四十四年十二月二十七日執行の衆議院議員の総選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行なう日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第五十八条の規定により次のとおり定めたので、同規程同条の規定により告示する。

昭和四十四年十二月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 日時 昭和四十四年十二月十日 午後五時十分

二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員長

## 鳥取県選挙管理委員会告示第三十七号

昭和四十四年十二月二十七日執行の衆議院議員の総選挙における選挙会の場所及び日時は次のとおりであるので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により告示する。

昭和四十四年十二月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員長

二 日時 昭和四十四年十二月三十日 午後二時

## 鳥取県選挙管理委員会告示第三十八号

昭和四十四年十二月二十七日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務代理者を最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第二十七条第二項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）第十六条において準用する公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、最高裁判所裁判官国民審査法施行令第八十一条の規定により告示する。

昭和四十四年十二月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 審査分会長

米子市明治町八番地

加藤 章

二 審査分会長の職務代理者

鳥取市西町四丁目二百十番地 秋本 敏文

鳥取県選挙管理委員会告示第三十九号

昭和四十四年十二月二十七日執行の最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙の様式を最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第三百十六号)第十四条第三項の規定により次のとおり定める。

昭和四十四年十二月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

折目

折目

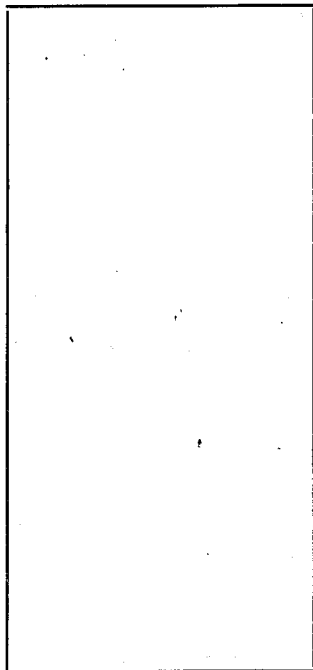
<p>最高裁判所裁判官 国民審査投票</p> <p>鳥取県 選挙管理 委員会 印</p>				<p>×を書く欄</p>	<p>さいばん官の な</p>	<p>○ ちゅう 注 意</p> <p>一 やめさせた方がよいと思う裁判官については、 なうえらん その名の 上の 欄に×を書くこと。</p> <p>二 やめさせなくてよいと思う裁判官については、 なにか 何も書かないこと。</p>
--	--	--	--	--------------	---------------------	--

表

最  
高  
裁  
判  
所  
裁  
判  
官  
国  
民  
審  
査  
投  
票

鳥  
取  
県  
選  
挙  
管  
理  
委  
員  
会  
印

裏



備考

- 1 用紙は淡紅色とし、文字は黒色インクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は刷込式とする。
- 3 裁判官の名は、中央選挙管理会の告示に従い印刷する。

鳥取県選挙管理委員会告示第四十号

昭和四十四年十二月二十七日執行の最高裁判所裁判官国民審査において  
点字による審査の投票を行なう場合における投票用紙の様式を最高裁判所  
裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)第七条の規定  
により次のとおり定める。

昭和四十四年十二月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章



折目 折目 折目 折目 折目

最高裁判所裁判官  
国民審査投票票

鳥取県  
選挙管理  
委員会印

裏 表

最高裁判所裁判官  
国民審査投票票

鳥取県  
選挙管理  
委員会印

備考 1 用紙は淡紅色とし、文字は黒色のインクで印刷する。  
2 鳥取県選挙管理委員会の印は刷込式とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第四十一号

昭和四十四年十二月二十七日執行の最高裁判所裁判官国民審査における  
仮投票用封筒及び不在者投票用封筒に押すべき印は、当該仮投票用封筒を  
使用し、又は不在者投票用封筒を交付する市町村の選挙管理委員会の印と定  
める。

昭和四十四年十二月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

鳥取県選挙管理委員会告示第四十二号

昭和四十四年十二月二十七日執行の最高裁判所裁判官国民審査における  
審査分会の場所及び日時は次のとおりであるので、最高裁判所裁判官国民  
審査法(昭和二十二年法律第三十六号)第三十四条において準用する公職  
選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十八条の規定により告示する。

昭和四十四年十二月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

二日 時 昭和四十四年十二月三十日 午後二時三十分

鳥取県選挙管理委員会告示第四十三号

次に掲げる告示は、廃止する。

昭和四十四年十二月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

- 一 昭和三十三年五月鳥取県選挙管理委員会告示第二十号
- 二 昭和三十三年十一月鳥取県選挙管理委員会告示第五十六号
- 三 昭和三十五年十月鳥取県選挙管理委員会告示第三十一号
- 四 昭和三十八年九月鳥取県選挙管理委員会告示第二十六号
- 五 昭和三十九年十二月鳥取県選挙管理委員会告示第二十六号
- 六 昭和四十一年十月鳥取県選挙管理委員会告示第一六号
- 七 昭和四十三年六月鳥取県選挙管理委員会告示第十二号

鳥取県選挙管理委員会告示第四十四号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十八条第二項の規定により、  
次のように市の区域を分けた開票区を設けたので、同法同条第三項の規定  
により告示する。

昭和四十四年十二月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

市名	開票区名	区 域
鳥取市	第一開票区	第一投票区から第七投票区まで及び第十三投票区の区域
	第二開票区	第八投票区から第十二投票区まで及び第十四投票区から第十八投票区までの区域
	第三開票区	第十九投票区から第四十投票区までの区域
米子市	第一開票区	第一投票区から第四投票区まで、第十投票区から第十三投票区まで及び第二十四投票区から第二十九投票区までの区域
	第二開票区	第五投票区から第九投票区まで及び第十四投票区から第二十三投票区までの区域

## 選 挙 長 告 示

## 衆議院議員選挙鳥取県選挙区選挙長告示第一号

昭和四十四年十二月二十七日執行の衆議院議員の総選挙において、候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人をこえるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上ある場合のくじを行なう場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和四十四年十二月七日

衆議院議員選挙鳥取県選挙区選挙長 加藤 章

一 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

二 日時 昭和四十四年十二月二十四日 午後五時十分